

石巻市男女共同参画検討委員会の設置について

このことについて、下記事項についての専門的な調査検討を行うため、石巻市男女共同参画推進本部設置要綱第7条に基づき、検討委員会を設置する。

委員については、第4項中で「職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。」とあるが、下記の主な取組事項の担当課に推薦を依頼し、委員長あての回答によって選出することとしたい。

記

1 調査検討事項

- (1) 石巻市男女共同参画基本計画（第5次）の策定にかかる調査検討
- (2) （仮称）石巻市パートナーシップ宣誓制度の制定にかかる調査検討

- 2 推薦依頼職員 当該各課に1年以上在籍する、課長補佐、主幹及びそれに準ずる職員。なお、同条第4項に基づき、男女いずれか一方の委員の数を委員総数の10分の4未満とならないようにするため、男女別の選任について配慮する。

- 3 委員の任期 本件の調査研究終了（令和8年3月予定）まで

所 属		推薦いただく男女別	所 属		推薦いただく男女別
復興企画部	政策企画課	男	産 業 部	商 工 課	女
	SDGs 移住定住推進課	女		産業推進課	男
総 務 部	総 務 課	男	建 設 部	住 宅 課	男
	人 事 課	女		学校教育課	女
危機管理部	危機対策課	男	教育委員会	生涯学習課	男
保健福祉部	健康推進課	女	男性8名（50.0%） 女性8名（50.0%）		
	介護福祉課	女			
	子育て支援課	男			
	総合相談センター	女			
市民生活部	地域協働課	男			
	市 民 課	女			

○石巻市男女共同参画推進本部設置要綱（抜粋）

（検討委員会）

第7条 幹事会が行う調査検討事項について、幹事会の指示に基づき専門的に調査研究するため、石巻市男女共同参画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、復興企画部次長をもって充て、副委員長は、復興企画部地域振興課長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。この場合において、男

女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。

- 5 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、調査研究した結果を幹事会に報告する。